

「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめたたき台に対する大久保構成員意見

第1 はじめに

- (2) 我が国においては、死亡、障害や傷病といった一定の状態に着目した社会保障・福祉制度として、国民皆保険、国民皆年金制度等が導入され、これら制度は犯罪被害者等に対しても等しく適用されているところである。また、労働災害、交通事故等をの他の原因とすによる人身被害の救済を図るための社会保障・社会福祉制度として、労働者災害補償保険制度、自動車損害賠償保障制度等が存在する。新たな経済的支援制度の検討に当たっては、これら社会保障・福祉制度全体の自助・共助・公助文言の明確な違いを書き添えていただきたいと思います。のシステムと調和・均衡のとれた形で存立するよう配慮すべきである。

なお、社会保障・福祉制度が犯罪被害者等に必ずしも適切に運用されていないと思われる場合が少なくないことに鑑み、制度運用の改善を図る方途も検討されるべきである。

- (3) 新たな経済的支援制度の財源については、まずは原因者負担による制度設計を検討することとし、責任保険制度の導入、罰金の特定財源化、有罪判決を受けた者に対する課徴金の徴収等などの可能性を追求した上、これが困難な場合に一般財源による制度設計を検討すべきである。

第2提言(案)の(3)財源の中では「罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけ出すのは困難であり、また、一般的に特定財源枠を可能な限り縮小していこうとする国の大方針と逆行する感は否めない。また、有罪判決を受けた者から一定の額を徴収する課徴金制度の導入については、その主たる負担者と原因者が一致しない上、徴収コスト面の問題もあり、犯罪被害者等の支援に特化した形で検討することは、困難である。」と書かれている。この表現と上記(3)の内容とは矛盾すると考えられます。そのため、「一般財源による制度設計を行うべきである」と書いてはいかがでしょうか。

第1 はじめに の全体に対する感想

犯罪被害者等基本法が求める基本的施策の一つは「犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実・その他必要な施策を講じる」であるため、給付金の支給に関わる文言については妥当な表現になっていると思います。しかし、「経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施」のための検討会としては踏み込みが不足していると思います。犯給法の枠を越えた、積極的に省庁を横断する新たな施策の制度化も盛り込んでいただければと思います。

第2 提言（案）

3 経済的支援の手續、給付方法、管理・運営、法形式について

(1) 経済的支援制度の手續

併給調整

現行の犯罪被害給付制度と同様に他の公的給付と調整することとし、損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付金は支給しないこととすべきである。が、個々の事情に鑑み対応する方途も検討すべきである。

【**修正理由**】たとえ少ない支給額であっても、国からの給付金が出たということが被害者の回復に大きな役割を果たすため。

(2) 給付方法

給付の迅速化

現状よりも迅速に本給付及び仮給付を行うことができるよう運用改善に努めるべきである。

また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸与・給付することが、犯罪被害者等の被害直後の生活支援にとって効果的であることに鑑み、そのような制度の導入が地方公共団体によって積極的に行われるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行う必要がある。べきである。

【**修正理由**】犯罪被害者等基本法では、被害者への支援は国、地方公共団体、国民の責務であるとしているため、強い表現でも良いと考えるため。

(4) 経済的支援制度に関する法形式

~~新たな経済的支援制度の全容が明らかになった時点で、現行の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律等の改正によることが適切であると考えられるで~~い
~~くのか、新規立法を行うのかを検討する。~~

訂正前の文言に差し替えていただきたい。

【**修正理由**】この表現では経済的検討会イコール「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正だけであるかのように誤解されると憂慮されるため。

6 併せて検討することとされているものについて

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から） 損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない。が、弁護士選任のための費用に関しては、

資力の乏し

い犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。

このうち、「民事法律扶助」は、加害者に対する損害賠償請求の法的手続（調停、訴訟）の際に、弁護士費用及び印紙代等について立替えを受けることができるものである。

「犯罪被害者等法律援助事業」は、被害直後からの犯罪被害者相談、刑事告訴、法廷付添い、訴訟記録の閲覧謄写、意見陳述の助言等の刑事手続上の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができるものである。

これら日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業が適切に運用され、さらに充実が図られるよう努めるべきである。

弁護士選任に公費を使用しないこと~~の理由として~~上記制度を挙げている以上、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会における被害者支援のための具体的な活動内容を盛り込んでいただきたい。

【修文理由】日本司法支援センターに相談し、二次的被害を受けたと訴える被害者の声があること等を考えると、被害者支援に精通しているとされる人材においても被害者への理解が不足していること等が考えられる。また、日本弁護士連合会の事業も地方では周知しておらず適切な適用がなされていないことも多いと考えられるため。

また、日本司法支援センターにおいては、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や加害者に対する損害賠償請求に当たっての弁護士費用の立替え等の支援を行っている。

また、刑事の面については、警察・検察・裁判所において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配慮すべきである。

また、（財）法律扶助協会（平成19年3月31日解散）が行っていた、犯罪被害者等に対する刑事事件に関する法律相談、証人尋問への付添い等の援助事業（犯罪被害者等法律援助事業）など、民事法律扶助事業の対象とならない者や手続に関する事業（自主事業）について、日本弁護士連合会がこれら事業の実施主体となった上、総合法律支援法に基づき、これを日本司法支援センターに委託することとされたところである。

さらに、なお、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策の提言がも検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきであるている。

【修文理由】欧米先進国では裁判所にも被害者専用相談窓口や専任職員がいて被害者の様々な相談にのったり案内業務等を行っている現状がある。東京地裁にも被害者待合室が設置されている現状を考えると文言に入れるのが適切であると考えため。

新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任（公的弁護人制度）

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に関連した法案が国会に提出されている。

・「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任については、関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、制度導入に向けて検討を行うべきである。

・「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、一同様、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。ることが基本である。しかし、法律扶助の枠組みに入ることができなくても、就労できなくなったり収入が減り日常生活に困難を来した被害者には個々の事情に応じて前記基金による対応を考慮すべきである。

【修文理由】ごく普通の生活をしてきた被害者にも適用される枠組みの制度でなければ被害者の役には立たないため。また、具体的に、謄写費用の軽減や訴訟費用等（切手代等）の軽減を図ること等も文言にしていきたい。

第3 おわりに

犯罪被害者等に対する給付は、これまでも、昭和55年の制度創設以来、逐次、その充実が図られてきたところであるが、本提言の実施により、さらに抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充が行われることとなる。

犯罪被害者等施策推進会議において、本提言に係る施策の実施を推進し、その実施の状況を検証、評価、監視することにより、本提言が着実に実施され、犯罪被害者等に対しできるだけ手厚い経済的支援が行われることが望まれる。

第3 おわりに に対する感想

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に関する文言だけでなく、経済的支援を現状より手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関することも含め、基金の必要性にも触れていただきたいと思います。